

センター通信

第1号 平成15年10月
千葉県内水面水産研究センター
〒285-0866 佐倉市臼井台1390
TEL 043-461-2288 FAX 043-460-1340
E-mail naisuiken@mz.pref.chiba.jp

■利根川水系でのアメリカナマズ本格調査開始

利根川水系では、近年になって北米原産の移入魚である「アメリカナマズ」が漁獲されるようになり、漁業操業上の障害や在来魚に対する食害が懸念されています。

このため、当センターでは平成12年度から食性等の調査を開始したところですが、平成15年度からは水産庁の新規事業である「移入種管理方策検討事業」の中で、本格的な調査に取り組むことになりました。

今年度は、アンケート調査により、利根川水系で操業される漁業者の方々からの情報を整理し、利根川水系での分布状況や利用実態について明らかにします。

また、サンプルを収集し、食性、年齢、成長等の分析を行う予定です。



写真1（平成13年5月に利根川で採捕されたアメリカナマズ
（資源環境研究室）

■アユ採卵始まる

今年もアユの採卵が10月17日から始まりました。アユは4～5月に県

内の6河川（養老川・夷隅川・湊川・小櫃川・小糸川・鴨川）へ放流していますが、県ではその放流用種苗を生産し

ています。アユのふ化仔魚を育てるには海水が必要なため、ふ化から約0.8g（約5.6cm）までは勝浦市にある栽培漁業センターで育てられます。その後は淡水で育てるため、内水面漁連が手賀沼漁協の中間育成池で放流サイズ5～8g（9～11cm）まで飼育を行います。

当センターでは、採卵用の親魚を育てるために、2月頃に種苗を搬入し、約10ヶ月間飼育します。産卵する頃は約50g（約18cm）にまで成長します。



写真2（上、さびたオス、下メス）



写真3（メスの採卵風景）



写真4 (卵をシュロへの付着作業)

これらの親から全部で約1,500万粒の卵を採卵します。このころになると雄は真っ黒い色になり俗に“さびる”といわれます(写真2)。1尾の雌から約2~3万粒の卵が採れますが、アユの卵は粘着性があるので人工受精後、シュロに付着させ、発眼(目が形成される)するまで当センターで管理しています。

普通、関東近県でのアユ採卵は9月頃行われますが、千葉県では例年10月下旬から11月上旬に行われま

す。

これは、勝浦市の栽培漁業センターの海水温と関係があります。アユがふ化から仔魚期を過ごすのに適した水温は20℃以下ですが、9月頃の勝浦沖の水温は23℃前後あり、高すぎるのです。

そこで、親アユたちに夜の間も電灯を照らして昼間が長い夏頃だと勘違いをさせて、成熟があまり進まないように抑制しているのです。電灯を切るのは10月の初旬で、それから3~4週間もすると卵を産み始めます。アユの寿命は1年ですから、採卵後の親アユは皆死んでしまい、次世代に生命を託します。



写真5 (養成池の電照風景)

(養殖研究室)

■アオノリ人工採苗試験スタート

アオノリの養殖は、南白亀川・一宮川・夷隅川の3河川で行われています。

アオノリは、夷隅・長生・山武では正月の雑煮に欠かすことができない一品であり、古くから養殖されています。アオノリ養殖は例年10月頃からはじまり、年末までに

収穫し製品として板状に加工され販売されています。

アオノリ養殖は、天然採苗(自然に種がつくのを待つ手法)に依存し、かつ養殖生産量が天候に大きく左右されます。

そこで、当内水面水産研究センターでは、生産量の安定化と早期生産を目指して、南白亀川漁協の協力を受け、アオノリの人工採苗試験を実施しております。



写真6 (養殖網の生長の様子)

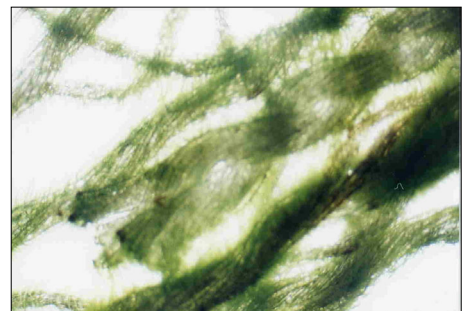


写真7 (アオノリの葉体)

アオノリの人工採苗試験は切断法と呼ばれる方法を用いて胞子を放出させ、養殖網に種付けを10月中旬頃から開始しています。

種付けをした後は、毎週アオノリの芽が伸びる様子を計測しています。また、漁場環境の調査を同時に実施しております。

(養殖研究室)

■水産用医薬品は、正しく使用しましょう



写真8 (養殖業者への説明風景)

水産用の医薬品は水産動物の病気を治療するために使用しますが、水産動物の多くは食品となるので、医薬品の使用について十分に注意する必要があります。

食品衛生法によって、食品としての水産動物には抗生物質や合成抗菌剤を含有してはならないことになっています。

食品を食べることによって私達の健康を損なうことがないように、薬事法に基づく動物用医薬品の使用が規制されています。この規制は使用者が守るべき使用基準が示されています。

その内容は、

1. 効能効果のある水産動物での使用

(医薬品が特定の病気の治療に有効で、副作用も問題にならないことが試験データにより明らかになっている水産動物で使用すること)

2. 用法及び用量の限定

(医薬品の使用方法及び医薬品を使用してよい最大量までで使用すること)

3. 休薬期間の厳守

(医薬品を使用した後に、その水産動物の体内に医薬品の残留が認められない期間を厳守すること)

とされています。

また、水産用医薬品以外の薬剤(ホルマリンなど)の使用に関しては、食品の安全性の観点から、使用が禁止されています。

実際に水産用医薬品を使用する場合には次の点に注意しましょう。

① 的確な魚病診断と正しい医薬品の使用

的確な診断により正しい医薬品の使用を心がけましょう。当内水面水産研究センターでは魚病診断を行っており、有効に作用する医薬品や適切な養魚方法について指導を行っています。

② きちんとした養殖魚の管理

休薬期間中にまちがって出荷されることがないようにきちんと管理することが重要です。そのために、医薬品を使用した記録をきちんとつけることが重要になります。また、休薬期間中の魚群を他の魚群を混ざることがないように養魚管理を行う

ことを心がけましょう。

平成 15 年 7 月 30 日に薬事法の一部が改正され、①医薬品の自己製造，個人輸入の禁止，②未承認医薬品の使用の禁止が規定されました。また，薬事法に違反した場合には「3 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し，又はそれを併科する。」となり罰則規定が強化されました。

詳しい内容については、養殖業者向けリーフレットとして「水産用医薬品の使用について 第 17 報」を水産通信内に掲示してありますので、ぜひご覧下さい。

(養殖研究室)